第5次大分県廃棄物処理計画 【概要版】







令和3年3月

大分県



表紙の作品:

①: コンゴウインコ ②淀川テクニック Courtesy of the artist and YUKARI ART

②:カモ

©淀川テクニック

Courtesy of the artist and YUKARI ART

③:トイザウルス

株式会社 藤スタジオ

この写真の作品は金沢21世紀美術館に収蔵されているもので、写真も金沢での展示風景です。

I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

「第4次大分県廃棄物処理計画(平成28年度から令和2年度)」に基づき、廃棄物の減量その他 その適正な処理に関する施策を推進。

- ・一般廃棄物の排出量は減少しているものの、排出量、再生利用率の第4次計画目標値は未達成 の見込み、最終処分率は達成見込み
- ・産業廃棄物については、排出量、再生利用率は第 4 次計画目標値を達成する見込みであるが、 最終処分率は未達成の見込み
- ・プラスチック資源の回収、リサイクルの拡大及び食品ロス対策への対応が必要
- ・近年の新たな課題として、地域の活性化、環境問題への対応があり、持続可能な開発目標(SDGs) を踏まえ、環境的側面、経済的側面及び社会的側面を統合的に向上させ循環型社会の形成を推 進することが必要
- ・災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の確保、災害防御施設の長寿命化が必要

第4次計画目標値において未達成の項目があり、廃棄物処理の現状等を踏まえて循環型社会の実現に向けた取組を推進するため、近年の新たな課題への対応策を追加し、第5次廃棄物処理計画を 策定する。

2. 計画の位置付け

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく法定計画
- ・「大分県長期総合計画」〜2020 改訂版〜の部門計画である「第3次大分県環境基本計画」の資源循環の推進と廃棄物対策を実行するためのより具体的な施策を示す個別計画
- ・災害廃棄物の適正処理については、本計画に示すとともに、別途「大分県災害廃棄物処理計画」 を策定。

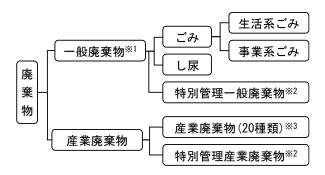


図1 第5次計画の位置付け

3. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

4. 計画の対象廃棄物



- (※1) 廃棄物処理法第2条では、産業廃棄物は、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」であり、これに該当しないものは、「産業廃棄物以外の廃棄物」として一般廃棄物と定義されている。したがって、災害廃棄物は、事業活動に伴って生じたとは言えないため産業廃棄物には該当せず、一般廃棄物に区分され、市町村が処理を実施する。
- (※2)「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。
- (※3) 20 種類の廃棄物とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート 固形化物等の産業廃棄物を処分するために処理したものをいう。

図 2 廃棄物処理計画の対象廃棄物

Ⅱ. 廃棄物の排出・処理・処分状況と課題

1. 一般廃棄物の排出・処理・処分状況と課題

1-1. ごみの排出・処理・処分の現状

平成30年度実績では、ごみ総排出量401千トンのうち、中間処理によって減量化された量は298千トン (74.2%) で、再生利用量(直接資源化量と中間処理後再生利用量の合計)は75千トン (18.8%)、最終処分量(直接最終処分量と中間処理後最終処分量の合計)は、30千トン (7.4%)となっている。

第4次計画の数値目標(1-8に詳述)は、最終処分量以外の目標は未達成の見込みである。

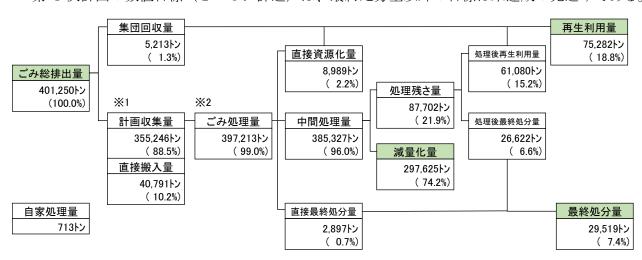


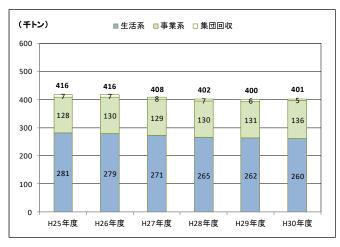
図3 処理・処分フロー

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績)

注:*1 計画収集量と直接搬入量は平成30年度に収集された量。

*2 ごみ処理量は平成30年度に施設で処理された量であり、※1と※2は一致しない。

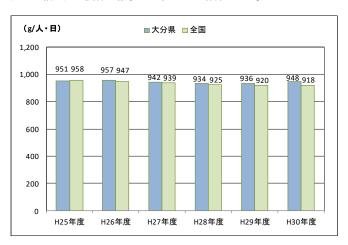
1-2. ごみ排出量の状況



ごみ排出量の内訳として、生活系ごみ及び 集団回収が減少傾向、事業系ごみが平成27年 度から増加傾向で推移している。事業系ごみ は観光産業の影響を受けやすく、事業系ごみ の増加は観光産業の活性化が一つの要因と考 えられる。

図4 ごみ総排出量の推移

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績)注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。



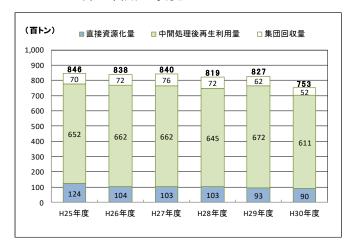
1人1日当たりのごみ排出量は、近年ほぼ 横ばいで推移しており、平成26年度以降全国 平均よりも高い値を示している。

特に観光産業が盛んな別府市、由布市では、1人1日当たりのごみ排出量は1,174g/人・日、1,030g/人・日となっており県内でも高い値で推移している。

図5 1人1日当たりごみ排出量の推移

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績)

1-3. 再生利用の状況



再生利用量、集団回収量のいずれも減少傾向 にある。 直接資源化量のうち、紙類やガラス類 布

再生利用量は、直接資源化量、中間処理後

直接資源化量のうち、紙類やガラス類、布類といった項目の回収量が各自治体で減少している。布類は、紙類など可燃ごみに混入して排出されている例もあり、分別の向上が求められる。また、集団回収量の減少は少子高齢化による人員不足が影響していると考えられる。

図 6 再生利用量の推移

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績)注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

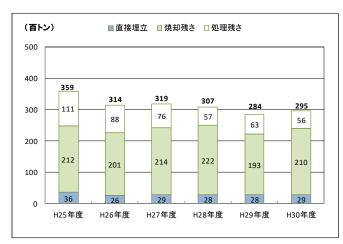


再生利用率は、平成 25 年度以降ほぼ横ばいで推移してきたが、平成 30 年度は前年度から 1.9 ポイント減少した。これは、再生利用率に影響の大きい焼却残さの再生利用量が減少し埋立処分されたことによる。

図 7 再生利用率の推移

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績)

1-4. 最終処分の状況



ったものが、平成30年度は増加に転じている。

最終処分量は平成29年度まで減少傾向にあ

直接埋立、焼却残さ、処理残さの推移を見ると、平成25年度以降年毎に増減を繰り返している。平成30年度の最終処分量は全国平均と比較し低い値で推移している。

最終処分量の約70%を焼却残さが占めているため、再生利用を進める必要がある。

図8 最終処分量の推移

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績) 注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

1-5. 分别区分数

家庭ごみの収集では、9種類以上の分別を行っている市町村が多い。現在、容器包装プラスチックや白色トレイ以外のプラスチック類を資源物として回収しているのは豊後大野市、由布市のみであり、今後は、資源物として回収を進める必要がある。

1-6. 一般廃棄物処理施設の状況

可燃ごみ処理施設は13施設存在しており、焼却施設(ガス化溶融含む)が12施設、固形燃料化 (RDF) 施設が1施設となっている。余熱利用の面では発電を行っている施設が4施設あり、うち1施設で外部供給を行っている。

リサイクル関連施設は13施設存在しており、経過年数30年以上の施設が3施設存在している。 最終処分場は15施設存在しており、本計画期間内に2施設が埋立終了予定となっている。最終 処分場は廃棄物処理施設の中でも新規建設が難しい施設であり、施設の長寿命化を図るととも に、残余容量を勘案しつつ次期処分場の確保に向けて早めに検討を開始する必要がある。

1-7. 大分県と他都道府県の比較(平成30年度)

(1) 排出量

表1 1人1日当たりごみ排出量の比較

	1人1日当たり排出量				
標準的な指標	合計 (ごみ総排出量)/総 人口/365	生活系ごみ (生活系ごみ収集量 +集団回収量)/総人 ロ/365	事業系ごみ (事業系ごみ収集 量)/総人口/365		
	(g/人・日)	(g/人・目)	(g/人・目)		
全国平均 (加重平均)	918	638	280		
最大	1,045	751	460		
最小	811	521	199		
大分県実績	948	627	320		
全国順位	(26 位)	(15 位)	(35 位)		

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績)をもとに 作図 1人1日当たりごみ排出量は全国平均より も多い。また、生活系ごみの排出量はほぼ全 国平均である一方、事業系ごみは全国平均と 比較し多くなっており、特に事業系ごみにつ いて排出量削減の取組を進める必要がある。

表2 再生利用状況の比較

標準的な指標	再生利用率	1人1日当たり 再生利用量 (g/人・日)
全国平均(加重平均)	19. 9	183. 4
最大	30.6	304. 4
最小	12. 1	121. 5
大分県実績	18. 7	177.8
順位	(23 位)	(21 位)

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(平成30年度実績)をもとに 作図

(2) 再生利用

再生利用率を全国平均と比較すると、本県はほぼ平均的な再生利用率である。

1人1日当たり再生利用量は全国平均より 少ない。品目別では、紙類や容器包装プラスチックが少なく、ガラスの回収量が全国平均と比較し非常に少ない。一方、焼却灰・飛灰のセメント原料化や溶融スラグは非常に高い。

(3) 最終処分

表3 最終処分状況の比較

	最終処分率					
標準的な指標	直接 最終処分率	焼却残さ 最終処分率	処理残さ 最終処分率	合計		
	(%)	(%)	(%)	(%)		
全国平均(加重平均)	1.0	6.8	1.1	9.0		
最大	7.9	11.6	3.0	17. 2		
最小	0.0	1. 1	0.1	3. 7		
大分県実績	0.7	5. 2	1.4	7. 3		
順位	(26 位)	(11 位)	(29 位)	(13 位)		

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査 (平成 30 年度実績) をもと に作図 本県の最終処分量の約7割を占める焼却 灰・飛灰等の再生利用率が高いことにより、 最終処分率が全国平均より低くなっている。

1-8. 第4次計画の達成状況

平成30年度の一般廃棄物の状況を、第4次計画で定めた令和2年度目標と比較すると、最終処分量以外の目標は未達成である。

排出量については、生活系ごみは人口減少等により減少する傾向にあるものの、事業系ごみが 経済活動の回復等により増加傾向にある。再生利用率及び最終処分率については低下傾向にある。

表 4 第 4 次計画の目標値達成状況

	実	績	第4次計画目標		
項目	平成25年度 実績 (第4次計画 基準年度)	平成30年度 実績 (第5次計画 基準年度	令和2年度 目標	評価	
排出量(千トン/年)	416	401	373	未達成	
生活系ごみ (千トン/年)	281	260	253	未達成	
事業系ごみ (千トン/年)	128	136	115	未達成	
集団回収量 (千トン/年)	7	5	6	未達成	
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	951	948	901	未達成	
再生利用量 (千トン/年)	85	75	87	未達成	
(再生利用率 %)	(20.3%)	(18.7%)	(23.3%)	未達成	
最終処分量(千トン/年)	36	30	30	達成	
(最終処分率 %)	(8.6%)	(7.4%)	(8.0%)	達成	

注:第4次計画目標のうち、排出量の内訳が不明のため、「令和2年度の総排出量を平成25年度から約10ポイント減」にあわせて比率割りで設定した。

1-9. 一般廃棄物処理の課題

こみの減量化

1人1日当たりのごみ排出量は近年ほぼ横ばい状態である。全国平均と比較すると 排出量は平均をやや上回っている。都市部、観光地等の地域特性や近年排出量が増加 している事業系など各市町村の課題に応じた削減を進める必要がある。

再生利用

再生利用率は全国平均よりも低く、平成25年度実績(20.3%)からみても低下傾向にある。品目別にみると紙類、容器包装プラスチック、ガラス類の回収が全国平均より低いため、一部自治体で区分されていない資源物の分別を設けることが必要である。さらに、容器包装プラスチック以外の燃えるごみとして排出されるプラスチック類も、資源として分別回収を推進する必要がある。

最終処分

最終処分率は全国平均より低く、平成25年度(8.6%)からみても低下傾向にある。今後最終処分場を確保する必要があるが、3Rの取組を進めることにより施設の延命化を図る必要がある。

施設整備

廃棄物処理施設の更新に当たっては、長寿命化や広域化、PFIの導入等を十分検討したうえで計画的に行う必要がある。さらに、廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理を前提として、地域における循環型社会の形成の推進や災害対策等の拠点となるインフラとして、その役割が期待されており、余熱利用や耐震化などの検討も必要となる。

2. 産業廃棄物の排出・処理・処分状況と課題

2-1. 産業廃棄物の排出・処理・処分状況

平成 30 年度実績では、排出量 3,320 千トンのうち、中間処理によって減量化された量は 779 千トン (23.5%) で、再生利用量 (直接資源化量と中間処理後再生利用量の合計) は 2,448 千トン (73.7%)、最終処分量 (直接最終処分量と中間処理後最終処分量の合計) は 81 千トン (2.4%) となっている。

第4次計画の数値目標(2-8に詳述)は、排出量、再生利用率は達成見込みであるが、最終処分率は未達成の見込みである。

最終処分量を減少させるためには、排出量のうち多くを占める中間処理量の処理過程で、減量 化量及び中間処理後再生利用量を増加させることが必要となる。

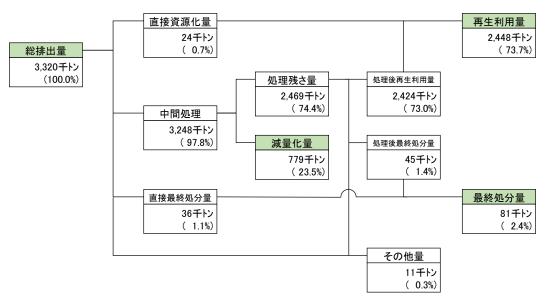


図 9 産業廃棄物の処理・処分フロー(平成 30 年度)



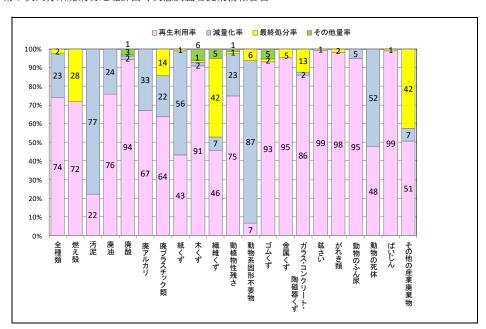


図10 種類別の処理・処分割合(平成30年度)

出典:第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

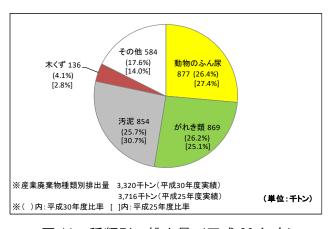
注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。0.5%未満は表示していない。

2-2. 排出の状況

平成 30 年度の排出量は 3,320 千トンで、平成 25 年度 (3,716 千トン) に比べて 396 千トン (10.7%) 減少している。

種類別にみると、上位3種類で全体の78.3%を占めている。排出量のうち多くを占める種類の排出量が減少傾向に有り、総排出量も減少傾向にある。

業種別にみると、上位4業種で全体の96.8%を占めている。電気・水道業の排出量が減少した理由は、発生量の大部分を占める汚泥が減少、特に電気業において大きく減少したことによる。



その他 108 (3.3%)
電気・水道業
411 (12.4%)
[20.3%]
建設業 1,029
(31.0%)
[28.7%]
機業・林業 887
(26.7%)
[21.8%]
(27.5%]
※産業廃棄物業種別排出量 3,320千レン(平成30年度実績)
3,716千トン(平成25年度実績)
※()内:平成30年度比率 (単位:千トン)

図 11 種類別の排出量(平成 30 年度)

図12 業種別の排出量(平成30年度)

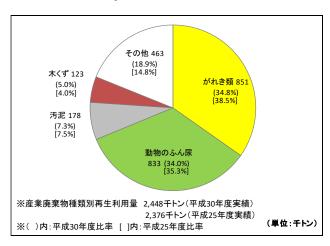
出典:第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

2-3. 再生利用の状況

平成30年度の再生利用量は2,448千トンで、平成25年度(2,376千トン)に比べて72千トン(3.0%)増加している。

種類別にみると、上位3種類で全体の76.1%を占めている。

利用用途別にみると、土木・建設資材が927 千トン(37.9%)で最も多く、次いで肥料・堆肥が889 千トン(36.3%)、セメント原材料が237 千トン(9.7%)、燃料が119 千トン(4.9%)等となっている。



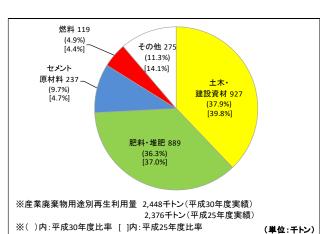


図 13 種類別の再生利用量(平成 30 年度)

図 14 用途別の再生利用量(平成 30 年度)

出典:第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

2-4. 最終処分の状況

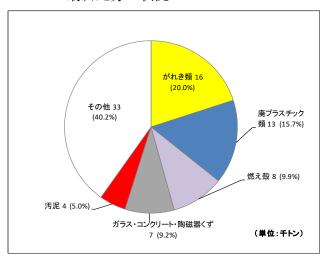


図 15 種類別の最終処分量

出典:第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

2-5. 広域移動の状況

表5 処理目的別の県外搬出状況

(単位: 千トン)

区分	H25年度	H30年度	増減量(H30-H25)
中間処理目的	147	272	125 (85.0%)
最終処分目的	2	1	-1 (-70.3%)
合 計	149	273	124 (83.2%)

表6 処理目的別の県内搬入状況

(単位: 千トン)

区分	H25年度	H30年度	増減量(H30-H25)
中間処理目的	1, 279	842	-437 (-34.2%)
最終処分目的	158	237	79 (50.0%)
合 計	1, 437	1,079	-358 (-24.9%)

注:搬出量・搬入量は整数、比率は小数点以下1桁で表記している。

平成30年度の最終処分量は81千トンで、平成25年度(84千トン)に比べて3千トン(3.3%)減少している。

種類別にみると、上位 4 種類で全体の 54.9% を占めている。

処分主体別でみると、排出事業者による最終処分量は8千トン(9.6%)、処理業者等による最終処分量は73千トン(90.4%)となっている。最終処分量はほぼ処理業者等が占めていることから、適正処理を保ちつつ、処理業者による減量化・再資源化の取組を進める必要がある。

平成30年度における県内の産業廃棄物の排出量は3,320千トン、このうち県外へ搬出され、処理された量(県外排出量)は273千トン、県内に搬入され、処理された量(県内搬入量)は1,079千トンとなっており、大幅な搬入超過となっている。

県外・県内への搬出量・搬入量を圏域別に みると、中間処理目的、最終処分目的ともに 九州が最も多い。

2-6. 産業廃棄物処理施設の設置状況

大分市を含む県内の産業廃棄物処理施設の設置状況(平成31年4月1日現在)は、中間処理施設が304施設、最終処分場が38施設(安定型32施設、管理型6施設)となっている。

2-7. 監視指導等の状況

産業廃棄物の不適正処理の発生防止等を図るため、各保健所等に環境衛生指導員や産業廃棄物監視員を配置し、産業廃棄物処理施設等の監視、指導を行っている。

また、県外発生の産業廃棄物を県内で処理する場合は、適正化条例に基づき、適正処理の確保、生活環境の保全を図ることを目的に県外の排出事業者と事前に協議を行っている。

2-8. 第4次計画の達成状況

表 7 産業廃棄物に関する第 4 次計画目標の評価

項目	H25年度実績	H30年度実績	R2年度目標	評 価
排出量(千トン)	3, 716	3, 320	3,640	達成
再生利用率(%)	64. 0	73. 7	64. 3	達成
最終処分率(%)	2. 3	2. 4	2.0	未達成

第4次計画の数値目標(令和2年度 目標)について、平成30年度実績を 用いて達成状況を評価すると、排出 量、再生利用率は達成見込みである が、最終処分率は未達成の見込みで ある。

2-9. 産業廃棄物処理の課題

排出量

排出抑制や再使用、リサイクルの高度化(使用済製品等を原料に用いた同一種類の製品製造等)や焼却時の熱回収・利用の促進等について、引き続きこれらの啓発を進め、排出事業者の3R及び熱回収等の意識付けを図る。

再生利用

動物のふん尿等の需要量を超えて過剰に発生している地域においては、広域的な利用 (ニーズに即した堆肥づくりや広域流通等)を図りつつ、バイオマスエネルギーとしての地域資源の利活用を促進する必要がある。また、建設工事や製材所等から排出される木くずについては、地域の資源・木質系バイオマスとして捉え直し、事業者、市町村等が相互に連携・協働して地域の特性を活かした地域内利用を積極的に進めていく必要がある。

最終処分

県外で発生した産業廃棄物の搬入状況は、特に埋立最終処分を目的としたものが大幅に増加(平成25年度の約1.5倍)している。県外で排出された産業廃棄物に対しては、引き続き事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、県内における産業廃棄物の適正な処理体制を堅持する必要がある。

監視・指

導

産業廃棄物の不適正処理、特に行政代執行事案等の発生防止を図るため、処理施設に対して、処理基準や維持管理基準等に基づいた適正な中間処理、最終処分(再生を含む)が行われるよう計画的にパトロールを行う等、監視・指導を続ける必要がある。なお、住民等からの苦情が多い施設や改善事項が多岐にわたる事業場等に対しては、立入検査や報告徴収を効果的に行い、違反行為があった場合には厳正に対処する。

適正処理

産業廃棄物処理施設の設置に際しては、適正化条例に基づく説明会の実施等により周辺地域の住民との相互理解を深め、信頼関係を構築した上で円滑に施設を設置し、事業の安定を図る必要がある。また、近年、産業廃棄物の処理過程において、環境汚染や火災等の事故が発生している。事業者は、委託契約の際に産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付と併せて廃棄物データシート(WDS)を活用する等、処理業者と積極的に廃棄物情報の共有を図り、処理過程の事故防止と適正処理の確保に努める必要がある。

Ⅲ. 廃棄物の排出量及び処理量の見込みと減量化目標

一般廃棄物(ごみ)の減量化及び処理・処分目標は、各種施策による取組や国の循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、以下のように設定した。

- ◆ 令和7年度のごみ排出量を、平成30年度より約11%減の357千トン以下
- ◆ 令和7年度の1人1日当たりのごみ排出量を、898g/人・日以下
- ◆ 令和7年度の再生利用率を、平成30年度から約6ポイント増の25.0%以上

表 8 一般廃棄物の処理・処分等の目標値

在 日		実績		将来予測 (現状推移)	排出抑制目標	
	項目		H25年度	H30年度 (基準年度)	R7年度	R7年度
~ 7, HE	ごみ排出量 手トン g/人・日		416	401	378	357
こかが			951	948	951	898
	再生利用量	チトン	85	75	71	89
処理・	丹生利用里	g/人・日	193	177	178	225
処分	最終処分量	チトン	36	30	27	18
	取於処分重 g/人		82	70	68	45
再生利	再生利用率(%)		20. 3	18. 7	18. 7	25. 0
最終処分率(%)		8.6	7. 4	7. 2	5. 0	

注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

産業廃棄物の減量化目標は、各種施策による取組、将来予測及び第4次計画の達成状況等を踏まえ、以下のように設定した。

- ◆ 令和7年度の排出量を、平成30年度から約3%増の3,420千トン以下
- ◆ 令和7年度の再生利用率を、平成30年度から1.3ポイント増の75.0%以上
- ◆ 令和7年度の最終処分率を、平成30年度から0.4ポイント減の2.0%以下

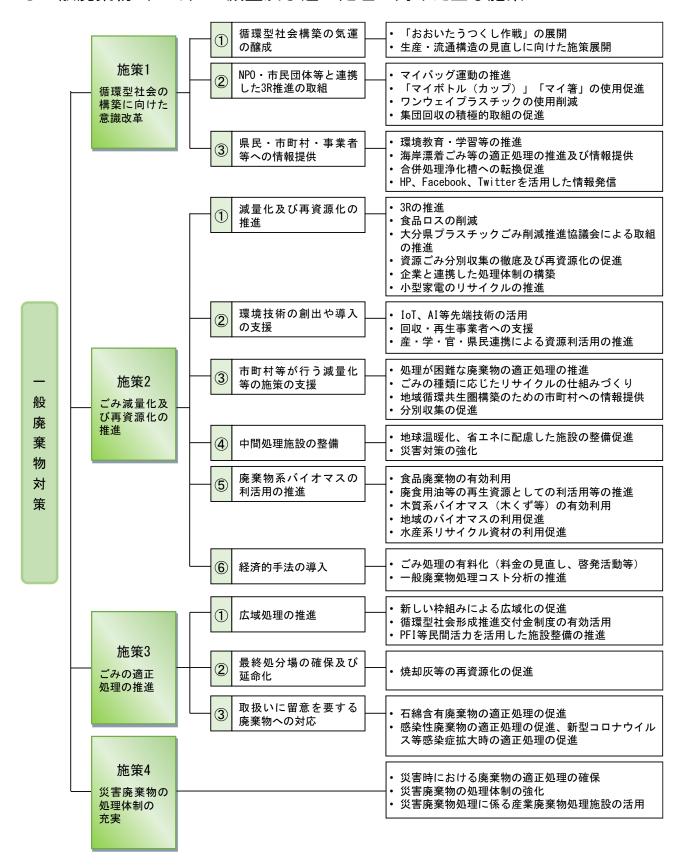
表 9 産業廃棄物の排出量等の目標値

75.0	実	績	将来予測 (現状推移)	排出抑制目標
項目	H25年度	H30年度 (基準年度)	R7年度	R7年度
排出量(千トン)	3, 716	3, 320	3, 531	3, 420
再生利用率(%)	64. 0	73. 7	74. 9	75. 0
最終処分率(%)	2. 3	2. 4	2. 4	2.0

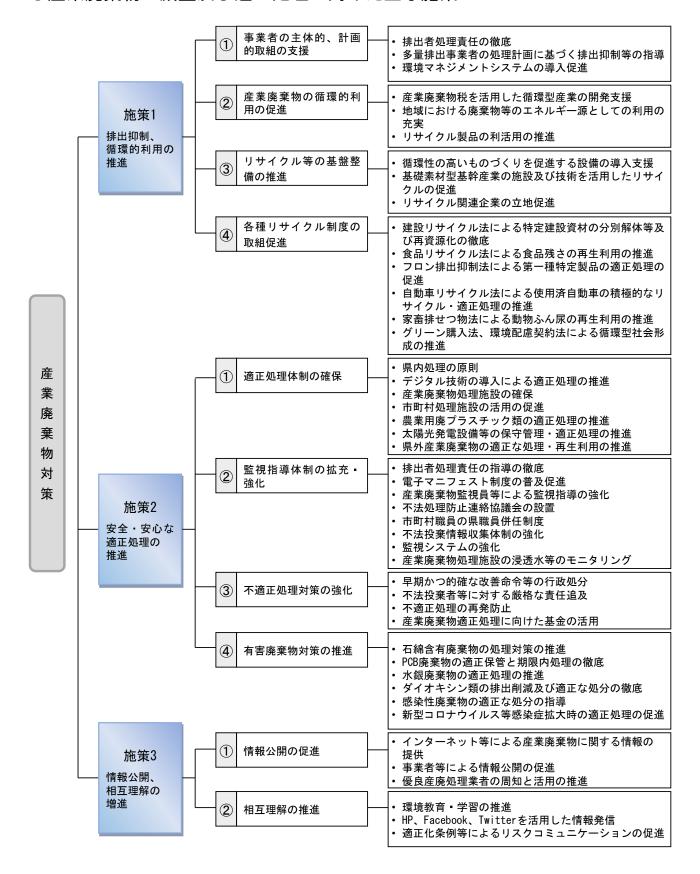
注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

Ⅳ. 廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策

●一般廃棄物(ごみ)の減量及び適正処理に向けた主な施策



●産業廃棄物の減量及び適正処理に向けた主な施策



V. 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する検討事項

1. 適正処理の基本的な考え方

- ○3R の確保
- ○強靭な一般廃棄物処理システムの確保
- ○地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

2. 新広域化ブロック

大分市で今後計画されている6市の一般廃棄物の処理を行う新施設の整備、意向調査による広域処理体制に関する意見等を考慮し、新広域化ブロックを設定する。



図 16 一般廃棄物の広域ブロック区割り

表 10 一般廃棄物の広域ブロック

ブロック	人口 (人)	面積 (km²)	市町村名	一般廃棄物排出量(t)
大分	617, 333	2, 273. 08	大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市	212, 364
別杵	174, 392	478.74	別府市、杵築市、日出町	65, 956
県北	104, 026	970. 38	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村	36, 030
中津	82, 857	491. 44	中津市	31, 085
県南	67, 722	903. 12	佐伯市	25, 304
日田玖珠	86, 273	1, 224. 00	日田市、九重町、玖珠町	30, 511
合 計	1, 132, 603	6, 340. 76		401, 250

出典:大分県の人口推計(令和2年1月1日現在)、令和2年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)、環境省一般廃棄物処理実態調査結果(平成30年度実績)

VI. 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

1. 適正処理の基本的な考え方

- 廃棄物の循環的利用の促進と処理体制の確保
- 県内産業廃棄物の県内処理の確保に向けた施設整備の促進
- 排出から最終処分までの排出事業者責任の徹底
- 災害廃棄物の処理協力可能な施設の整備

2. 県内中間処理量及び県内最終処分量の内訳

平成 25 年度と平成 30 年度の県内中間処理量を比較すると、県内分は 11.7%減少、県外分は 34.2%減少しており、全体では17.5%減少している。最終処分量は、県内分は3.6%減少、県外 分は50.0%増加しており、全体では31.4%の増加となっている。

中間処理量の県内外分の内訳 表 11

表 12 最終処分量の県内外分の内訳

(単位: 千トン) 合計 4,958 (100.0%)

県内分 県外分 区分 3,679 (74.2%) H25年度 1,279 (25.8%) H30年度 3.248 (79.4%) 842 (20.6%) 4.090 (100.0%) **増減量** -431 (-11.7%) -437 (-34.2%) -868 (-17.5%) (H30-H25)

(単位: 千トン) 県内分 県外分 合計 区 分 H25年度 84 (34.7%) 158 (65.3%) 242 (100.0%) H30年度 81 (25.5%) 318 (100.0%) 237 (74.5%) 増減量 -3 (-3.6%) 79 (50.0%) 76 (31.4%) (H30-H25)

出典:第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注:四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

3. 中間処理施設の処理能力の見通し

中間処理施設の処理能力については、汚泥、廃油、廃酸・廃アルカリ、廃プラスチック類の中 間処理施設やその他産業廃棄物の焼却施設等は、平成31年4月1日現在の処理能力を勘案する と令和7年度においても現有の処理施設にて対応することが可能である。

4. 最終処分場の残余容量の見通し

最終処分場の残余容量については、県外から搬入される廃棄物の埋立量の増加などにより、第 4次計画策定時の推計(6.8年)と比べて2.7年短くなっている。

計画期間内に埋立開始される管理型処分場及び安定型処分場により、残余年数の増加が見込ま れるものの、ひきつづき、減量化及び再資源化を促進し、埋立量の削減につとめる必要がある。

第4次計画策定時 (参考) H30年度 H25年度 H30 H30 実績 H25 H25 残余容量 施設の区分 残余年数 実績 埋立容量 残余容量 残余年数 埋立容量 (年) (千m³)(年) $(\pm m^3)$ (千m³) $(\pm m^3)$ 安定型 2,298 387 2, 191 414 5.3 5.9 管理型 1,286 97 13.3 726 357 2.0 合 計 3,477 511 6.8 3,024 744 4.1

表 13 最終処分場の残余容量の見通し

注:残余容量には、平成31年4月1日時点で許可を受けた容量を含む。

出典:大分県循環社会推進課 調査

5. 産業廃棄物処理施設の整備・指導方針

整備目標

●中間処理施設

- · IoT を用いた産業廃棄物回収の効率化や AI 等を駆使した高度な選別処理施設な ど、IoT、AIを活用した減量化、再資源化をより一層推進するための施設整備を推 進する。
- 高効率発電等の導入、余熱利用率の向上等高効率エネルギー回収施設を優先した 整備を推進する。
- ・感染症や災害等の発生時に適切に廃棄物の処理が継続できるよう、地域ごとの排 出量に応じた能力の施設を確保することを目標とする。

●最終処分場

- ・産業廃棄物の排出を抑制し、産業廃棄物となったものについては、適正な減量化 及び再資源化を可能な限り行うことにより、施設の延命化、長寿命化を図る。
- ・排出抑制、減量化及び再資源化に努めてもなお最終処分場は必要なため、県内処 理の原則のもと県内の廃棄物を主に処理するための施設を優先し、排出量に応じ た適当な規模の施設整備を目標とする。
- ・最終処分場の新たな設置又は拡張については、適正化条例に基づき、処理に対す る信頼性、継続性を確保する。

本的な方向

- ・地域・県内処理を基本とした処理施設の整備
- 排出事業者責任に基づく民間事業者による処理施設の整備
- 地域住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- ・周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- ・再生利用率の向上・埋立処分の減量化・地球温暖化の防止に配慮した処理施設の 整備
- 災害廃棄物の処理協力可能な処理施設の整備

住民の不安の解消、 感の 除 去の ため の 措置 不信

- ・産業廃棄物処理施設を設置しようとする者(処理施設設置者)は、処理施設の設 置に当たり、適正化条例に基づく説明会の開催等により事業内容等について十分 説明し、関係住民と相互理解を深めるよう努める。
- ・処理施設設置者は、処理施設の設置に当たり、関係住民と処理施設の維持管理等 について生活環境保全に関する協定を締結するよう努める。
- ・県は、予算の範囲内において、処理施設設置者等が行う処理施設周辺の環境整備 及び住民の利便に供する施設の整備に要する経費の一部を助成する。
- ・県は、住民の不安感、不信感を除去するための啓発等に努める。

県

設置者の役割市町村、処理な 施

- ・県は、処理施設の適正な配置及び円滑な設置を図るため、関係市町村との密接な 連携のもとに、処理施設設置者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。
- ・市町村は、処理施設の円滑な設置及び当該市町村の区域内において排出される産 業廃棄物の適正な処理に関する県の施策に協力するものとする。
- ・処理施設設置者は、処理施設の円滑な設置及び運営を図るため、関係市町村及び 関係住民の理解と協力を得るよう努めるものとする。また、非常災害の発生時は 市町村の災害廃棄物処理に協力するものとする。

Ⅲ. 計画推進に向けた関係者の責務と役割

県民

- ・食品ロス削減、ごみを出さないライフスタイルの実践
- ・再生品や再資源化しやすい製品の優先的な購入・使用
- ・分別回収や拠点回収等のリサイクルのためのシステム への積極的な協力
- 行政施策への協力

事業者

- ・廃棄物を最小限にする事業活動
- ・排出抑制、リユース、リサイクルに配慮し た製品の製造・販売
- 廃棄物再資源化の促進
- ・グリーン購入の実践
- ・自ら排出した廃棄物の適正処理の実施
- ・マニフェスト使用の徹底
- 処理施設の安定的確保
- 有害物質の適正管理
- ・環境に配慮した経営
- 行政施策への協力

市町村

- ・住民の自主的取組の推進
- ・住民、事業者による取組を支援するための 仕組みづくり
- 情報の提供、普及啓発の推進
- ・グリーン購入の推進
- ・広域的な処理体制の取組等の効率的な処理 事業の実施
- ・一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理
- ・熱利用(サーマルリサイクル)等の推進
- 公共事業等に係る適正処理の推進
- 不法投棄防止対策の徹底
- 事業者及び処理業者に対する指導・助言
- ・災害時に発生する廃棄物の適正処理の確保
- ・取扱いに留意を要する廃棄物への対応
- ・県の行政施策への協力

処理業者

- 適正な契約及び適正処理の遂行
- 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- 社内管理・処理体制の整備
- ・減量化・再資源化の推進
- 計画的な事業経営と経営基盤の強化
- 災害廃棄物処理の協力
- 行政施策への協力
- 新技術の活用

県

- ・処理計画の策定と推進
- 県民、事業者の自主的取組の推進・支援
- ・情報公開と普及啓発の推進
- ・環境教育・学習の推進
- 産業廃棄物税を活用した各種施策の展開
- ・適正化条例に基づく県外産業廃棄物対策や 産業廃棄物処理施設の確保
- ・不適正処理に対する監視・規制の強化
- ・有害物質の処理方法の周知
- 事業者及び処理業者に対する指導
- 事業者及び処理業者の資質向上
- ・優良産廃処理業者の周知と活用の推進
- 公共事業等に係る適正処理の推進
- ・グリーン購入の推進
- ・非常災害時に発生する廃棄物の適正処理の 確保

第 5 次大分県廃棄物処理計画 [概要版] 令和 3 年 3 月発行 大分県生活環境部循環社会推進課 〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 電話番号:097-536-1111 (代表)